

# 学校災害対応マニュアル (改訂版)

平成24年5月

群馬県教育委員会事務局

## 「学校災害対応マニュアル」改訂の概要

### 1 改訂に至る背景

- (1) これまでの地震は、教育活動中に発生したものはわずかであり、大きな被害はなかった。平成23年3月11日に発生した東日本大震災においては、長期的な防災教育や実践的な訓練の成果により、多くの児童生徒等の生命が救われた一方で、津波災害時の避難行動の在り方等の課題が指摘された。また、本県においても、停電時の対応や児童生徒等の待機・引渡し等の課題が見出された。
- (2) 文部科学省は、有識者会議の意見や被災した学校の調査等に基づいて、「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」を平成24年3月に示した。また、群馬県教育委員会では、東日本大震災後の平成23年6月に県内のすべての学校（園）に対して「東日本大震災にかかる各学校園での取組調査」を実施した。  
これらを踏まえ、平成21年2月に作成した「学校災害対応マニュアル」を改訂することとした。

### 2 改訂版の位置付け

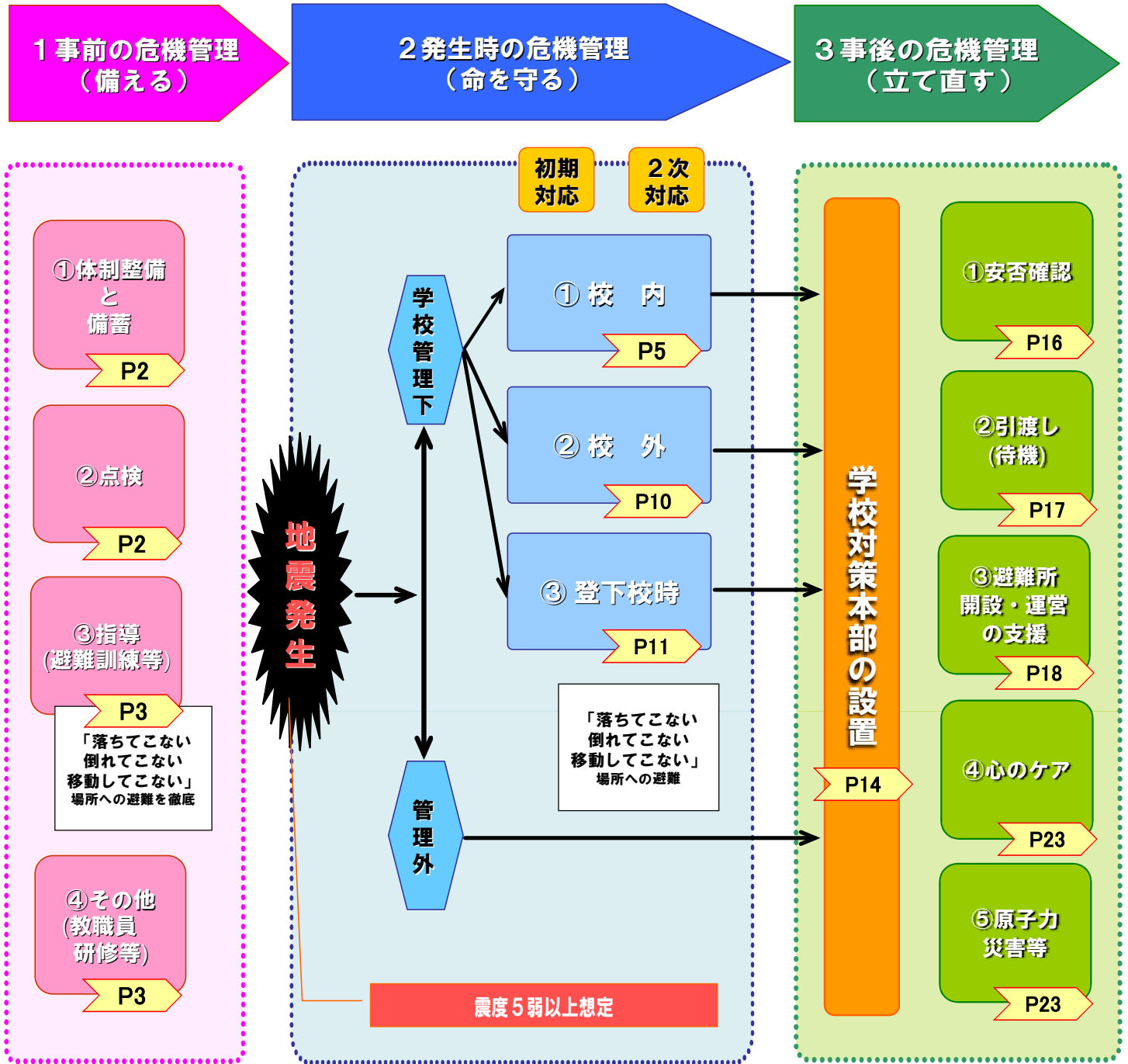
本マニュアルは、地震災害を想定した災害対応マニュアルの作成例であり、各市町村、各学校が、地域の特性や学校の実情に応じたマニュアルを作成する際に、活用するために作成したものである。

主な改訂のポイントは、以下の通りである。

### 3 改訂のポイント

- (1) 全体について
  - ① 全体の構成を、文部科学省から示された「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」に合わせる形で見直し、「1事前の危機管理（備える）」、「2発生時の危機管理（命を守る）」、「3事後の危機管理（立て直す）」、「4その他（資料等）」に内容を整理した。
  - ② 学校における地震防災を体系的に、フローチャートで示した。
- (2) 「1事前の危機管理（備える）」について
  - ① 事前の備えの重要性から、「二次災害の洗い出し」「非構造部材点検項目」「避難経路・避難場所の点検」「避難訓練」「研修内容」等、具体的な取組み例を追加した。
- (3) 「2発生時の危機管理（命を守る）」について
  - ① 児童生徒等の状況に応じた主体的な対応行動の原則として「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所への避難を示した。
  - ② 緊急地震速報による対応について示した。
  - ③ 停電時の対応について示した。
  - ④ 避難方法や避難場所設定について、校舎等の耐震状況および発生時の天候等具体的視点を示した。
- (4) 「3事後の危機管理」について
  - ① 「安否確認」「引渡し（待機）等」「心のケア」「原子力災害」の内容を追加した。
- (5) その他
  - ① 参考資料「地震の際の心得10ヶ条」について、分かりやすくイラストで示した。

# 学校防災におけるフローチャート(地震例)



「事前の危機管理」がその後の対応すべてにつながる

